

広島県告示第六百八十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十二年八月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援の医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
にし整形外科	福山市大黒町二―二〇	精神通院医療	心療内科	仁紫 弘爾	平成二十二年八月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社森川薬局	呉市宮原三丁目九―二二	精神通院医療	平成二十二年八月一日
有限会社小松薬局東片山店	呉市東片山町一〇―一五	精神通院医療	平成二十二年八月一日
有限会社小松薬局焼山北店	呉市焼山北二丁目七―七	精神通院医療	平成二十二年八月一日
平良しみず薬局	廿日市市平良二丁目一〇―二六	精神通院医療	平成二十二年八月一日